

資料

- . 文化交流拠点施設整備専門家会議設置要綱
- . 文化交流拠点施設整備専門家会議委員名簿
- . 専門家会議委員からの提案等について(報告)
- . 文化施設整備庁内検討委員会設置要綱
- . 文化施設整備庁内検討委員会委員名簿

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議設置要綱（抄）

（目的）

第1条 市の魅力や賑わいを創出していくための文化交流拠点施設（以下「施設」という。）の建設構想の策定に必要な意見及び提言を得るため、我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について、専門的な見地から意見し、及び提言を行い、並びにその意見及び提言を取りまとめて市長に報告するものとする。

- （1） 施設の機能及び規模に関すること。
- （2） 施設の建設候補地の選定に関すること。
- （3） 施設の整備手法に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、施設の建設に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務を終了するまでの間とする。

（座長及び副座長）

第5条 会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、会務を取りまとめ、会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、一部の委員で会議を開催することができる。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、企画財政部企画課及び生涯学習部生涯学習課が共同で処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議委員名簿

平成 25 年 11 月 28 日現在

| | | 氏 名 | 性別 | 専 門 分 野 |
|---|-----|--|----|---------------|
| 1 | 副座長 | のぐち 野口 <small>おさむ</small> 修 | 男 | 建築 |
| 2 | 座長 | じんの 神野 <small>しんご</small> 真吾 | 男 | 芸術学・アートマネジメント |
| 3 | | わたなべ 渡辺 <small>たつろう</small> 達朗 | 男 | 商業・流通 |
| 4 | | あだち 足立 <small>しんいちろう</small> 慎一郎 | 男 | 金融 |

平成26年7月18日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市文化交流拠点施設整備専門家会議
座長 神野 真吾

我孫子市文化交流拠点施設整備に関する専門家会議委員
からの提案等について(報告)

貴市が進めている我孫子市文化交流拠点施設整備調査研究業務について、施設整備の基本方針や導入機能、建設候補地の検討・評価を中心に、整備・運営方針などについて、私を含めて4人の専門家から意見等をいただきました。このほど、専門家会議としての意見等を下記のとおり取りまとめましたので報告します。

なお、今後、市の関係課職員で構成する検討委員会において、文化交流拠点施設整備の調査研究報告書の最終的な取りまとめや、それらを踏まえて、建設構想(案)が作成されていくものと思われませんが、いまや施設の整備自体を目的とする時代にはありません。「地域に必要とされる機能をいかにして満たすか」という視点をポイントにして、市民と議論をし、協働して深めていくことが大切だと思います。また、文化交流拠点施設の整備は、市民が集い、学び、憩い、人と人、あるいは我孫子の歴史文化を次代につないでいくための大きなプロジェクトであると思います。文化を、「クラシック音楽」や「絵画」といった狭い範囲にとらえず、さまざまな立場のさまざまな主体が、それぞれの思いや、それぞれの価値観を他者と交換し、共有する場が広い意味での「文化」を育むという考え方に則り、最終的には、施設のコンセプトなどについて、市民が有機的に関わっていくことが望まれます。

記

1.施設整備の基本方針について

(1)我孫子らしさの発信

白樺派の文人や明治・大正期の文化人たちに愛された我孫子独自の自然景観やそこに芽生えた文化の系譜は、伝統芸能や生涯学習などの市民文化に、今も脈々と流れ続けていると思います。こうした歴史を活かし、市民とともに、深

めていくことが期待されます。そして、新しい時代に向けた我孫子らしい文化を創造し、我孫子からさまざまな情報を発信していただくことを期待します。

(2) グランドデザインを描く

文化交流拠点施設の整備にあたっては、手賀沼を中心とした我孫子市全体のまちづくりのビジョンを明確化する必要があります。どのような理念で、どのような我孫子市の将来像を描いて計画を進めるのか、そしてその中で本計画がどのような役割を果たすのかを明らかにしていく必要があります。

かつて我孫子市に住んだ白樺派の文人や、多くの文化人がこれまで手賀沼の保全に力を尽くして来られました。

今回の新たな文化交流拠点施設もこのように多くの市民に守られ、育てられてきた我孫子の歴史や文化、自然を踏まえた市独自のグランドデザインに基づいて整備されるべきと考えます。

計画の方向性として、建物単体で考えてしまうと、施設の建設で終わってしまい、広がりを持ちにくくなります。そのため計画の初期段階で、我孫子のまちづくりの一部として、今回の文化交流拠点施設をどのように位置づけるのか、コンセンサスを整えた方が良いと思います。

建物については、我孫子の歴史・文化を背景とする様々な市民活動の発表の場であると同時に、新たな活動や、環境保全や景観デザインの提案、生活スタイルなどが生み出されてゆく創造的な「学び舎」と位置づけるのが良いと考えます。

機能としては、ホールなど発表の場の提供、様々な主体の交流と展開の機会を創出する場の運営、ショップなどの地産地消を演出し推進する仕組み、水辺環境などとの連携が考えられます。また、公共施設の再編と合わせて、市としてこのプロジェクトをどう位置づけるかという視点も必要だと考えます。

さらに、賑わいというと民間収益事業がイメージされがちですが、一番賑わいを生み出すのは、市民利用型の公共施設であると考えます。市としてもここは譲れないコンセプトというところを市民と議論を深め、しっかりと整理をして進めていくことが望まれます。

(3) 文化交流拠点施設の周辺整備とアプローチ

施設の整備にとどまらず、施設が立地する周辺に活気や賑わいなどをもたらす、自然や史跡などの地域資源等との連携により文化的雰囲気のあるエリア形成をめざす必要があります。また、最寄駅から施設までのアプローチが、来場者にとって魅力的な空間となるような整備が望まれます。具体的には、古代に形成された湧水台地がつくる独特の地形、白樺派の文化、その他多くの史跡を残す「ハケの道」、食文化が息づく「ふれあいライン」、ウォーキングやジョ

ギング、ヨット、カヌーなどの水上アクティビティが楽しめる「手賀沼の水辺」といった3本の軸を含む手賀沼エリアを、我孫子の歴史・食・遊び文化の中心に据えたランドデザインを描いていくことが望めます。

2.導入機能について

あらゆる市民が集い、学び、憩い、人と人、あるいは我孫子市の歴史・文化を次代につないでいくための機能をいかにして満たすかという視点が大切です。プラスすることで相乗効果を生む機能などこれからの我孫子に必要な機能について市民と議論を深めていくことが大切だと考えます。また、個々の事業が有機的に結びつき質の高い発展性のある事業を展開していくためにも導入すべき機能について市民と議論を深めていくことを期待します。

具体的には、市民と創造的専門家（デザイナー、建築家、音楽家、など）との協働の場を「スタジオ」というプラットフォームとして準備し、そこで様々な活動が生まれることで、市民の日常への意識の変容、他者への寛容性などが育まれ、従来の文化事業とは異なる主体的な関わりが生じることを期待します。つまり、芸術体験など専門的な領域を、上から下への伝達というかたちで捉えず、市民が持っているもの、我孫子にすでにあるものを、専門家が見出し、市民と共に新たな価値を創造していくフラットな創造的な場として成立させることが望めます。

3.建設候補地について

建設候補地については、基本方針や、その方針に基づいて導入した機能が効果的に発揮できる場所を選定すべきであると考えます。

東西に細長い我孫子市では、観客などの来場者はもちろんですが、施設利用者にとってもアクセスしやすい交通利便地にあることが望めます。また、この施設でさまざまな分野の創造的活動が展開されることも視野に入れ、搬入条件などにも十分配慮する必要があります。また、新たな文化交流拠点施設は、「文化芸術の振興」に加え、さまざまな「交流」や「賑わい」の創出を想定することから、建設候補地の評価項目のうち、特に「相乗効果を生むまちづくり」に重点を置いて評価すべきものと考えます。

なお、7つの建設候補地のうち、「様々な交流や賑わいを創出することを目指す」という点で高野山新田が最も適しているという結論で委員の一致をみました。

4.整備・運営方針について

(1)整備・運営手法について

施設の整備・運営手法には、公設直営方式、公設民営方式、DBO方式、PFI方式、リース方式、負担付寄付等さまざまあります。それぞれ長所・短所があります。そのため、このプロジェクトで目指すものは何か、それを活かすためにゼロベースで最適な手法を選んでいけば良いと考えます。

(2)施設の運営について

施設の完成後も市民ボランティアが自主事業の企画・運営や施設の管理などに積極的に関与し、稼働率も高い施設にする必要があります。そのため、計画段階から市民との協働が望めます。また、質の高いかつ発展的な事業を展開していくために、専門職員を配置することが望めます。

(3)ライフサイクルコストの積算とサービス経費の負担の考え方について

設計費や建設費といったイニシャルコストだけでなく、市が将来にわたって負担できるコストの範囲内にあるか否かを判断する必要があります。そのため、管理・運営費や修繕費などのランニングコストを加えた「ライフサイクルコスト」を押さえておくことが望めます。特に、ランニングコストについては、他の行政サービスと同様に「受益者負担」の考え方を導入し、サービスにかかる経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない市民との間の負担の公平性、公正性を確保することが望めます。

(4)施設整備の準備段階での取り組み

文化交流拠点施設の機能や事業は、我孫子市の文化政策を特色づけ、文化を中心にさまざまな事業を展開していく役割を担っています。これらは基本的に文化交流拠点施設のハードを基盤として展開されていくものですが、施設の開館時から期待される役割を果たしていくためにも、文化活動者に対するサポートやアウトリーチ事業などについて、施設のオープン前から段階的に着手していくことが望めます。

5.施設の規模と概算整備費について

施設規模については、必要な機能から必要な面積を積算していくことが必要です。機能や規模については、市民との議論を踏まえて決定していくことが大切であるため、ここでは参考イメージであるという程度にとどめておくべきだと考えます。

我孫子市文化施設整備庁内検討委員会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 新たな文化施設の整備に係る諸事項について検討するため、我孫子市文化施設整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告することとする。

- （1）文化施設整備の目的、規模及び機能に関すること。
- （2）文化施設の建設候補地の選定に関すること。
- （3）文化施設の整備手法に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、文化施設の建設に必要な事項に関すること。

（構成員）

第3条 委員会は、次の表に掲げる課等の課長相当職の職員をもって充てる。

| | | | | | |
|----------|----------|-------|---------|-------|-------|
| 企画課 | 財政課 | 施設管理課 | 市民活動支援課 | 手賀沼課 | 商業観光課 |
| 企業立地推進課 | 農政課 | 道路課 | 交通課 | 都市計画課 | 生涯学習課 |
| 文化・スポーツ課 | 農業委員会事務局 | | | | |

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長には企画課の課長相当職の職員を、副委員長には生涯学習課の課長相当職の職員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、一部の委員で会議を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画課及び生涯学習部生涯学習課が共同して処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

平成26年度我孫子市文化施設整備庁内検討委員会 委員名簿

平成26年10月1日現在

| 所 属 | | 職 | 氏 名 |
|----------|----------|-----|---------|
| 企画財政部 | 企画課 | 課 長 | 大 畑 照 幸 |
| " | 財政課 | 課 長 | 渡 辺 健 成 |
| 総 務 部 | 施設管理課 | 課 長 | 古 谷 靖 |
| 市民生活部 | 市民活動支援課 | 課 長 | 四 家 秀 隆 |
| 環境経済部 | 手賀沼課 | 課 長 | 鷹 屋 肇 |
| " | 商業観光課 | 課 長 | 染 谷 明 宏 |
| " | 企業立地推進課 | 課 長 | 杉 山 敦 彦 |
| " | 農政課 | 課 長 | 徳 本 博 文 |
| 建 設 部 | 道路課 | 課 長 | 大 谷 正 |
| " | 交通課 | 課 長 | 田 村 広 文 |
| 都 市 部 | 都市計画課 | 課 長 | 吉 成 正 明 |
| 生涯学習部 | 生涯学習課 | 課 長 | 増 田 建 男 |
| " | 文化・スポーツ課 | 課 長 | 西 沢 隆 治 |
| 農業委員会事務局 | | 次 長 | 木 村 孝 夫 |